

# 厚木市いじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月  
平成 29 年 10 月改定  
厚 木 市

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

本市では、子どもが、安心・安全に暮らすことができる社会の中で、夢・希望・笑顔を一層輝かせられるよう、いじめの防止等に向けた総合的な対策を推進するために、いじめ防止対策推進法及び文部科学省によるいじめの防止等のための基本的な方針の内容に基づき、平成26年7月に「厚木市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この方針は子どもから大人まで全ての市民が、それぞれの立場でいじめ防止のために意識したいことや、家庭・学校・地域社会・市長及び教育委員会が行うべき取組等を示したものです。

しかしながら、3年が経ち、社会状況の激しい変化の中で、子どもを取り巻く課題はますます複雑化・多様化しています。全国的にみると、いじめに起因するとみられる重大な事件は続いており、いじめの認知についてもその解釈に大きな差異があることが指摘されていることから、国は、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行いました。

本市においても、国の改定内容と平成29年2月に提出された厚木市いじめ防止対策委員会の答申を踏まえ、「厚木市いじめ防止基本方針」をより分かりやすく、実効性のあるものに改定し、全ての子どもたちが安心して学ぶことのできる環境の継続と、生き生きと輝くことのできる学校づくりを推進しようとするものです。

# 厚木市いじめ防止基本方針

## 〈目 次〉

はじめに

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| <b>第 1 章 いじめ防止等のための基本的な考え方</b>        | <b>2</b>  |
| 1 いじめの定義                              |           |
| 2 いじめに対する基本認識                         |           |
| 3 いじめ防止等に向けた基本理念                      |           |
| 4 いじめ防止等のために大切にしたいこと                  |           |
| <br>                                  |           |
| <b>第 2 章 家庭・地域社会で大切にしたい意識や取組</b>      | <b>4</b>  |
| 1 いじめの未然防止 ～いじめをしない・させないために～          |           |
| 2 いじめの早期発見 ～いじめを見逃さないために～             |           |
| 3 いじめへの適切な対処                          |           |
| <br>                                  |           |
| <b>第 3 章 学校が実施すべき取組及び考え方</b>          | <b>6</b>  |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定と P D C A サイクルでの取組の推進 |           |
| 2 いじめの防止等に関する対策を推進する組織の設置             |           |
| 3 未然防止のための取組について                      |           |
| 4 早期発見のための取組について                      |           |
| 5 適切な対処のための取組について                     |           |
| <br>                                  |           |
| <b>第 4 章 市長及び教育委員会の基本的施策・取組</b>       | <b>8</b>  |
| 1 基本的施策・取組                            |           |
| 2 いじめ防止等のための組織                        |           |
| <br>                                  |           |
| <b>第 5 章 重大事態への対処</b>                 | <b>10</b> |
| 1 重大事態発生の疑いの認知について                    |           |
| 2 調査について                              |           |
| 3 同様の事態の防止について                        |           |
| 4 いじめの重大事態を認知した場合の対処の流れ               |           |
| <br>                                  |           |
| <b>参考 関係法令等</b>                       | <b>13</b> |

# 第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項では、「この法律において「いじめ」とは児童等<sup>\*</sup>に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。

また、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）には、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うことと示されています。

以上のことから、厚木市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）におけるいじめの定義は、法及び国の基本方針の定義にならうものとします。

なお、本方針では、厚木市に住む児童及び生徒を「子ども」と表記することとします。

## 2 いじめに対する基本認識

法第1条に、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と示されているとおり、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為です。

また、国の基本方針の示すとおり、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。

これらのことから、いじめに対しては、次の基本認識を持つことが必要です。

### 【いじめに対する基本認識】

○いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

本市では、「未来を担う人づくり」を基本理念として策定した厚木市教育大綱の基本目標に次の3つの力を育むことを掲げています。

【<sup>ひら</sup>拓く力】自ら学び、鍛え、未来を切り拓くためのたくましい力の育成

【感じる力】自他を大切にし、互いを認めあえる豊かな心の育成

【築く力】社会の一員として共に支えあい、よりよい社会を築いていく力の育成  
家庭・学校・地域社会は、子どもが様々な経験を通してそれらの力を身に付け、いじめに苦しむことなく成長できるよう様々な支援に努めていますが、子どもが成長する過程においては、人間関係における困難や衝突を経験することもあるかもしれません。

※児童等：法第2条第3項「児童等とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

そのような場面で大人はどのような支援・指導を行うことが望ましいかについて、いじめに対する基本認識及び本方針の内容を基に、一人一人が考えることが大切です。

### 3 いじめ防止等に向けた基本理念

いじめの防止やいじめを重篤化させないためには、子ども自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身に付けることが大切です。そしてその力は、家庭・学校・地域社会の大人が、考え方や行動の面で模範となる姿を自ら示すことと、子どもの発達段階に応じた支援をすることで育まれるものです。

いじめ防止等の対策は、いじめをしない、させないという「未然防止」の観点と、いじめに限らず困っている様子の子どもの見逃さないという「早期発見」の観点、そして、その事案に対して、関係する全ての子どもの成長につなぐ視点を持った「適切な対処」の3つの観点から考えることが必要です。

本市では、大人も子どもも含めた全ての市民が持ちたい考え方や、子どもを健全に守り育てる役を担う大人が持ちたい考え方を次の基本理念として掲げ、いじめ防止等に向かうこととします。

#### 【いじめに対する基本理念】

- 市民は、いじめをしない・させない・見逃さない。
- 大人は、いじめに対して適切な対処をする。

### 4 いじめ防止等のために大切にしたいこと

本方針では、全ての「市民はいじめをしない・させない・見逃さない。」「大人は、いじめに対して適切な対処をする。」という基本理念に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対処」のための取組や意識等について、家庭・地域社会で行うこと、学校が行うこと、市長や教育委員会が行うことを章ごとに分けて示します。

しかし、いじめ防止のための取組は、家庭・学校・地域社会・市長及び教育委員会がそれぞれ別個に取組を進めることだけでは十分な効果を生み出すことはできません。

子どもも大人も含めた全ての市民が、いじめの基本認識に示すとおり、いじめは決して許されない行為であり、誰にでも起こり得るものであるという危機意識を持ち、自分のこととして捉え、いじめ防止等に向けてそれぞれの立場ですべきこと、できることを考え、互いに連携しながら取組を進めることで、いじめに立ち向かうことができるものと考えます。

## 第2章 家庭・地域社会で大切にしたい意識や取組

### 1 いじめの未然防止 ～いじめをしない・させないために～

いじめの未然防止のためには、市民一人一人がいじめとは何かを知り、そのような行為を行わない決意を持って生活することが基となります。

子どもは、人との関わりにおける様々な体験を通じた、自分づくりの過程にある存在です。そのため、家庭・地域社会の大人は、次のことを意識し、子どもを心身共に健やかに成長させることが大切です。

- (1) 自分の人権も周囲の人の人権も尊重し、互いの命や尊厳を大切にすること。
- (2) 自分と違う考えを認め、より良い仲間づくりや自分自身の成長を目指すこと。
- (3) いじめを絶対にしないという気持ちと、いじめを見逃さない正義感を持って過ごすこと。
- (4) 自分の行動を振り返り、周囲の受け止め方を考え、必要に応じて改善すること。
- (5) 自分の中の怒りや不安などの感情を適切に扱う方法を学び、身に付けること。

上に示したことを子どもが出来るようになるために、家庭・地域社会の大人に求められる役割について示します。

#### 〈家庭では〉

- (1) 互いの人権や考え方、行動の仕方の違いを尊重し、いじめを許さない姿を示すこと。
- (2) いじめを行ったり、見逃したりしないよう、子どもに適切な人権意識を身に付けさせること。そのために、家庭の大人自身がその模範となる姿を示すよう心掛けること。
- (3) 子どもとのコミュニケーションを大切にし、子どもの特性や興味等を理解すること。
- (4) 自分の存在が認められ、必要とされていることを子どもが実感できるような関わり方を意識すること。
- (5) 子どもが夢や希望の実現に向けて努力する気持ちを育て、支えること。
- (6) 人との関わりの中で、互いに気持ちよく過ごすための基本的な礼儀・マナーやコミュニケーションの取り方等を子どもに身に付けさせること。
- (7) 善悪を判断する力、社会の決まりや人間関係のマナーを大事にしながら、好ましい人間関係を築く力を子どもに身に付けさせること。
- (8) 子どもの感情に寄り添う方法や子どもの話を肯定的に聴くスキル等について学ぶこと。
- (9) インターネットを通じたいじめの防止に向けて、子どもに、インターネットを介した犯罪やトラブルから身を守るための指導をするとともに、利用に関するルールを作り、守らせること。
- (10) P T Aの活動等において、子どもへの効果的な関わり方やインターネットや携帯電話・スマートフォンを介したトラブルの未然防止に向けた内容等を取り扱い、家庭・学校が互いの力を高めるための取組を進めること。

#### 〈地域社会では〉

- (1) 地域の人々との関わりの中で、子どもが自分や他者の良いところに気付いたり、自分が何かの役に立っていることを実感したり、コミュニケーション能力や互いを尊重する気持ちを高めたりできるような場面を設けること。

## 2 いじめの早期発見 ～いじめを見逃さないために～

いじめの早期発見のためには、いじめが起きている場面に最も近い立場である子どもが、いじめについて知り、人権意識を高く持ち、いじめに気付く力を高めることと、自分がいじめを受けていると感じたときや、身の回りにいじめを受けている心配がある子どもがいると気付いたときには、親や先生など身近な大人に相談できるようになることが重要です。

大人には、人権意識を高く持ち、何らかの行為を受けている側の子どもの気持ちになって状況を見極めることが求められます。そのために、大人が家庭・地域社会それぞれの立場で大切にしたいことを示します。

### 〈家庭では〉

- (1) 子どもが自分の素直な心情を表しやすい場所となるよう、保護者は日頃から子どもの行動や表情、生活習慣や交友関係等の変化に関心を持つこと。
- (2) 子どもの様子に気になる変化があった場合には、声をかけたり学校などに相談したりすること。
- (3) P T A活動や地域の活動で行われる研修会等を通じ、子どもの声を共感的に聴く方法や子どもの示す様々な行動の意味等について学び、子どもの変化に気づき、受け止める力を高めること。
- (4) 子どもの健全な成長のために、日頃から学校や地域社会と良好な関係づくりに努め、子どもの様子に関する情報を丁寧に把握すること。

### 〈地域社会では〉

- (1) いじめが疑われる行為がないか、子どもの様子を見守り、気になる様子があった場合には、子どもに直接声をかけたり、当該の保護者に情報を知らせたりすること。また、必要に応じて学校や警察等に相談すること。

## 3 いじめへの適切な対処

いじめへの対処とは、いじめの表面的・形式的な解消ではなく、苦しんでいる状況にある子どもを直ちに安全な状態にし、状況の改善と再発防止に向けた指導を通して、事案に関係した子ども全ての成長に向けた支援を進めることです。それらは、学校だけが担うことではなく、家庭や地域社会の理解と協力があってこそ効果的に進めることができるものです。このことを対処に当たる立場の大人が共通に理解した上で、次のような点をそれぞれの立場で意識しながら、役割を明確にして協力し合うことが大切です。

### 〈家庭では〉

- (1) 子どもの話をよく聞き、学校と連携して事案を総合的に捉えること。
- (2) 学校と方針を共有し、学校と家庭で役割を分担しながら、子どもの成長のための適切な対処を進めること。
- (3) インターネットを通じたSNSや動画投稿サイト等における情報流出については、学校や関係機関と相談し、情報の削除と拡散防止・訂正の掲載等の対処を取ること。

### 〈地域社会では〉

- (1) 学校や家庭から見守り等を依頼された際には、進んで協力すること。

## 第3章 学校が実施すべき取組及び考え方

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定とPDCAサイクルでの取組の推進

各学校は、法第13条に基づき、いじめ防止等に関する取組を「学校いじめ防止基本方針」として策定します。

学校いじめ防止基本方針には、未然防止・早期発見・適切な対処の各観点から整理した考え方を示すとともに、取組に関する達成目標を設定し、学校評価等において目標の達成状況の評価を行い、改善を図るといった、PDCAサイクルで推進することとします。

### 2 いじめの防止等に関する対策を推進する組織の設置

各学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめに適切に対処するために、担任や学年職員だけでなく、学校の管理職や児童・生徒指導及び教育相談の担当教員に加え、心理、福祉の専門家等を含めた組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を作ります。

学校いじめ対策組織には、いじめに関する事実関係の調査や具体的な指導・支援に加え、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校におけるいじめ防止等のための取組等の中核として機能することが求められます。

教職員は、いじめが疑われる場面を認知した場合には、決して一人でその情報を抱え込むことなく、学校いじめ対策組織や同僚の教諭などに迅速に報告・相談し、状況の判断や対処方針の検討を行わなくてはなりません。また、学校は、必要に応じて教育委員会と情報を共有することとします。

### 3 未然防止のための取組について

いじめの問題に関しては、未然防止の観点とそのための取組が最も重要です。

その礎となる、他者の気持ちを考えることができる豊かな心や、互いの人権を尊重する意識等は、家庭と学校、それぞれの場面を通して築くべきものです。

学校は、集団生活を通して子どもを育てる立場として、一人一人の子どもをより深く、多面的に理解するよう努めなくてはなりません。そのためには、家庭との連携はもとより、学校内及び小・中学校間の円滑な連携が重要です。

その上で、いじめに向かわない子どもを育てるために、人権教育や道徳教育、子どもの主体的な活動を含む体験的な活動の充実を組織的・計画的に粘り強く進めるとともに、子どもにいじめの問題を正面から考えさせるために、子どもがいじめについて知り、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するなどの取組を段階的に設定し、系統的に進めることが必要です。

### 4 早期発見のための取組について

教職員を始め、学校で子どもと接する全ての大人には、いじめに対する深い認識とともに、高い人権意識や子どもの変化を敏感に感じ取る感覚が求められます。また、子ど



もの様子について見聞きした心配な情報は、個人で抱えることなく組織で共有し、状況の理解や対処に向けた判断を行うことが必要です。

いじめはどの子どもにも起こり得るとの認識のもと、学校は各教職員の力量や組織的な動きの質を高めるための取組を継続的に実施し、早期発見に努めなくてはなりません。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、子どもが、日頃の生活やインターネット上でのやりとり等において抱いた不安・悩みを相談できる場面や窓口を設けます。

アンケート調査や面談の記録、指導や支援の記録等は、時系列で整理し、小学校においては卒業後3年間(義務教育終了時まで)、中学校においては卒業後1年間は保存するものとしします。

なお、学校を欠席しがちな子どもについて、法第28条第1項第2号の重大事態を防止するためには、日頃から欠席に関する情報を、学級担任のみではなく、同学年の他の担任を始め、児童・生徒指導や教育相談の担当、養護教諭等、複数の教職員で組織的に把握しておくとともに、早期の欠席の段階で本人(不可能な場合は保護者等)と話をし、欠席の背景を聞き取るなどの対処を取ることが重要です。

## 5 適切な対処のための取組について

学校が直接若しくは通報等によりいじめを認知した場合は、法第23条に基づく対処を、被害・加害の子どもだけでなく、全ての子どもの健全な成長に向けた方針を立て、組織的に行うことが必要です。複数の教職員で役割を分担し、保護者と連携しながら対応を進めることはもとより、必要に応じて心理・福祉あるいは警察等の関係機関と連携することも重要です。特に、関係する子どもの保護者とは、子どもの成長のためという観点で、事案の認識や対応方針を共有することが欠かせません。

学校で行う対処は、被害を受けた子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもの安全のために迅速に行うべきものと、いじめの事実の有無の確認やその他全ての子どもが学校で安心して生活できるようにするための継続的な取組があります。

迅速な安全確保のために、いじめに係る行為を止めさせ、国の基本方針に基づく解消の判断<sup>\*</sup>をした場合にも、同じ子どもへのいじめの再発や、同じ加害側の子どもが対象を変えて同様の行為を再度行うこと等、広く再発を防ぐ視点を持ち、配慮や支援を継続的に行うことが大切です。

関係する子どもへの指導は、自分の行為の間違いを認識させ、今後の行動を改善させることが目的ですので、全ての場合について、「いじめ」という言葉を用いて行為の間違いを厳しく指摘することが必要であるとは限りません。事実関係の正確な把握と子どもの発達段階に基づいて方針を立てることが重要です。特に、加害側の子どもへの対処については、日常の行動や交友関係といった目に見えるものだけでなく、性格や背景なども含めて十分に理解し、家庭と連携しながら、適切な行動を取れるようになるための指導・支援を継続的に進めることが求められます。

---

<sup>\*</sup>国の基本方針において、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとされています。①いじめに係る行為が少なくとも3箇月間止んでいる。②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていない。

## 第4章 市長及び教育委員会の基本的施策・取組

### 1 基本的施策・取組

市長及び教育委員会は、教育、人権、福祉、子育て、青少年の健全育成等を所管する各部署における連携体制を作り、いじめ防止等に向けて次のような取組を進めます。

- (1) 豊かな教育活動を進めることができる学校づくりに向けた、家庭・地域社会・学校が連携・協働した取組の支援
- (2) コミュニティ・スクール制度を活用した、いじめの問題等の学校が抱える課題に地域ぐるみで対応する仕組みづくりの推進
- (3) 子どもが主体的に進めるいじめ防止等のための活動の支援や効果的な事例の紹介
- (4) 教職員及び学校の教育活動に携わる人を対象とした、いじめ防止等のための研修会の実施
- (5) 各学校の指導体制づくりの支援と指導の充実に向けた人的支援
- (6) 学校いじめ防止基本方針等の内容や実施状況についての点検及び指導・助言
- (7) 複数の学校が関係する事案に対する学校間の連絡調整等の支援
- (8) 学校、教育委員会、公募市民、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、保護司会等の関係機関及び団体で構成する組織による、多角的にいじめ問題について捉える連携体制の構築
- (9) 子どもや保護者、教職員がいじめに関する相談をするためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校への配置と、学校以外でもいじめや悩みごとを相談できる窓口の設置（電話相談窓口を含む。）
- (10) 犯罪行為として扱うべき事案に対する学校警察連携制度の活用を含めた警察との連携
- (11) 互いの人権を尊重する気持ちを発達段階に応じて育むための取組や、保護者に対するいじめの未然防止に係る取組の推進
- (12) 保護者が子どもに対し、基本的な礼儀やマナー、コミュニケーションの取り方等を身に付けさせたり、子どもの不安や怒りなどの感情を効果的に聴きながら支援したりする手法等を学ぶ研修会の実施
- (13) 家庭や地域の大人がいじめについての理解を共有したり、いじめの早期発見や適切な対処に関する知識や手法を学んだりする取組の推進
- (14) 地域において、子どもが主体的に参画し、自分が何かの役に立っている喜びや人と協力して何かに取り組むことの楽しさを体験的に実感できる取組の推進と効果の高い事例の各地域等への紹介

## 2 いじめ防止等のための組織

法及び厚木市いじめ防止対策委員会及び厚木市いじめ問題調査委員会条例に基づき、次の各委員会を設置します。

### (1) いじめ防止対策委員会

より実効的な対策を行うため、法第14条第3項に基づき、教育委員会附属機関として設置するものです。

厚木市いじめ防止対策委員会は、教育全般、子どもの心理、子どもの精神医療、法律の各分野の専門家、児童相談所、警察署の代表及び小・中学校教諭の代表により組織し、厚木市におけるいじめの実態把握、各学校及び教育委員会の取組の点検並びにより実効的な対策に関する審議を行います。

### (2) いじめ問題調査委員会

いじめの重大事態が発生し、学校又は教育委員会が実施した調査の報告について、法第30条に基づく市が再調査を行う場合の附属機関として設置するもので、人権に関する取組を行う部署が主管します。

## 第5章 重大事態への対処

いじめの重大事態の定義や対処については、法第28条、国の基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）の内容に基づくものとします。

ただし、一つ一つの事案にはそれぞれ異なった背景や状況があるため、事案に応じて適切な判断をし、柔軟に対処するものとします。

### 1 重大事態発生の疑いの認知について

重大事態の捉え方については、法及び国の基本方針に基づきます。

重大事態発生の疑いを認知した学校は、速やかに学校いじめ対策組織で状況把握と対処方針の検討を行うとともに、教育委員会に第一報の状況報告を行うこととします。

報告を受けた教育委員会は、法第30条及びガイドラインに基づいて対処します。

### 2 調査について

#### (1) 調査主体の判断

事案の調査を行う主体は、国の基本方針に基づいて教育委員会が判断します。

##### ア 学校が調査の主体となる場合

教育委員会は学校に対して、調査組織の公平性・中立性を確保した構成や調査の進め方等に関する必要な指導及び人的措置を含めた適切な支援を行います。

##### イ 教育委員会が調査の主体となる場合

附属機関である「厚木市いじめ防止対策委員会」に調査の実施について諮問します。調査に当たる「厚木市いじめ防止対策委員会」が、専門委員による調査が必要であると判断した場合には、教育委員会は当該事案の調査に適切な専門委員を厚木市いじめ防止対策委員会委員の中から委嘱します。専門委員は厚木市いじめ防止対策委員会に調査結果の報告を行い、厚木市いじめ防止対策委員会が教育委員会に調査結果を報告します。

#### (2) 調査の実施

調査の目的は、民事・刑事上の責任追及や争訟等への対応を目的とするものではなく、重大事態に至る要因となった行為そのものや、その背景等についての客観的な事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処と、同様の事態の発生防止を図ることにより、事案に関係する子どもを始め、全ての子どもの成長のために役立てることにあります。

調査の方針を立てる際には、子どもの反応や起こり得る事態を可能な限り予測し、調査期間中に、被害を受けた子どもや情報を提供してくれた子どもが安心して学校生活ができるようにするための配慮（加害とされる子どもの別室指導を含む。）を始め、調査の対象、方法、期間及び結果の取り扱いなどを明確にし、関係する子どもと保護者に説明する必要があります。

調査を行う際には、被害を受けた子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもに対する配慮を最優先とし、組織的に実施することとします。その際、学校

がスクールカウンセラー、警察及び児童相談所の協力を必要とする場合には、教育委員会が適切に支援を行います。

### (3) 経過の報告

調査の開始から結果がまとまるまで、ある程度時間がかかることが予測されます。被害を受けた子ども、その保護者及び調査に関わった人に苦痛や不安を与えぬよう、調査の進捗状況や経過の報告を適時、適切に行うことが求められます。

### (4) 結果の取扱い

調査結果の報告は、法の示すとおり、次のような流れで行うものとします。

ア 学校が調査の主体の場合

学校→教育委員会→市長

イ 教育委員会が調査の主体の場合

厚木市いじめ防止対策委員会→教育委員会→市長

結果や調査情報の公表については、被害を受けた子どもとその保護者の意向や公表した場合のその他の子どもへの影響等を総合的に捉えながら、厚木市個人情報保護条例の認める範囲の中で適切に判断します。

### (5) 記録の取扱い

重大事態の調査に係る記録の保存期間については、小・中学校とも指導要録の保存期間に合わせて卒業後5年間とします。

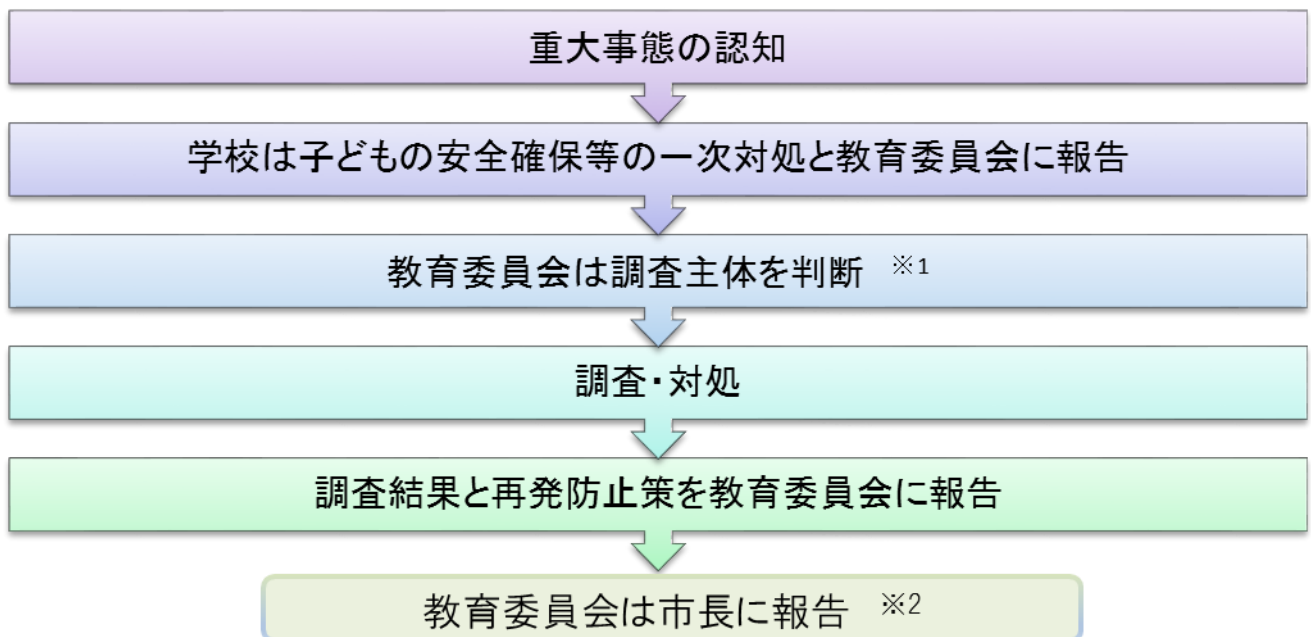
## 3 同様の事態の防止について

重大事態への対処においては、調査結果を活かし、同様の事態の再発防止に向けた事後の取組こそが重要です。

学校は、調査及びいじめの解消のために必要な指導が終了した後、自校のいじめ防止のための対策や取組を点検し、必要とされる取組を組織的に粘り強く進めることが必要です。同時に、一人一人の子どもの様子を丁寧に把握することも必要となります。一見穏やかに学校生活を送ることができているように見える子どもであっても、フラッシュバックや不眠など心の不安定さを抱えていることもあります。必要に応じて、調査から一定期間が過ぎた時期等に、一斉に状況把握のための手立てを取るなどの取組を行うことも求められます。その際には、スクールカウンセラーなどの心理の専門家の支援を受けることも効果的です。

事態への対処や再発防止に向けた取組を進めるに当たり、学校と教育委員会が綿密に連携することはもちろんのこと、家庭や地域社会も学校を支援し、子どもの安心・安全の回復に向けて協働で取り組むことが必要です。

#### 4 いじめの重大事態を認知した場合の対処の流れ



※1 調査を学校(各学校の学校いじめ防止対策組織)が行うか、教育委員会附属機関(厚木市いじめ防止対策委員会)が行うかを判断します。

※2 市長が再調査が必要と判断した場合は、厚木市いじめ問題調査委員会が再調査をします。

## **参考 関係法令等**

- 1 いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）
- 2 いじめの防止等のための基本的な方針  
（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終改定平成 29 年 3 月 14 日）
- 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）